

MEGAドン・キホーテ茨木店に関する検討結果(案)

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

該当なし。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

該当なし。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

該当なし。

(4) 防災・防犯対策への協力

防災対策について、災害時に市から要請があれば、可能な範囲で協力するとしている。

防犯対策について、営業時間中は定期的に従業員等が巡回をし、声かけを行う等防犯に努めるとともに、未成年の深夜来店に対しては、店内放送等で注意を促すとしており、特に問題は無いと考えられる。

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(1) 騒音の発生に係る事項

指針に基づき予測評価を行っている。

騒音の総合的な予測は、店舗周辺の住居等の4地点において実施しており、全ての地点で昼間及び夜間の等価騒音レベルは環境基準値を下回っている。

発生する騒音ごとの予測は、設備騒音について店舗周辺の住居等の4地点において実施しており、全ての地点で規制基準値を下回っている。

また、その他の騒音発生源についての予測は、店舗周辺の住居等の4地点において実施しており、全ての地点で規制基準値を下回っている。

以上のことから、店舗から発生する騒音が周辺の生活環境へ及ぼす影響は軽微と考えられるが、夜間の運営に関しては一定の配慮が必要であると考えられる。

(2) 廃棄物に係る事項等

該当なし。

(3) 街並みづくり等への配慮等

該当なし。